

エアバッグ類車上作動処理業務の加入事業者に対して、規約第 7 条に基づき行った加入登録の取消事業者

No.	登録取消日	事業者名／事業所名	事業所の住所	取消理由
3	2025. 06. 17	株式会社 ハーントレーディング	埼玉県幸手市大字惣新田 6 7 2ー1	2024 年 11 月実施の現地監査にて「エアバッグ類 車上作動処理業務規約」第 15 条に基づく立ち入り調査等において不適正な業務が発見されたことから、速やかに業務を改善するよう報告を求めた。しかし提出書類の不備等が複数回あり都度改善を依頼したが十分な改善が見られず、車上作動処理業務を適正に行う事が困難と判断したため。
2	2025. 01. 08	崙正三／巖商店	京都府八幡市八幡久保田 2 0	2024 年 10 月実施の現地監査にて、解体済み車台保管場所から未処理エアバッグ類が残った状態の車台が 4 台保管されていた。
1	2024. 10. 01	株式会社 ALI TRADING	茨城県筑西市辻字西原 1 8 9 8ー9	2024 年 8 月実施の現地監査にて、解体作業場に未処理エアバッグ類が正当な理由なく（自動車メーカーに引渡す以外の目的で）6 個保管されていた。